

豊田市中心小企業等雇用調整補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢の中、中小企業等の雇用の安定と維持を図るため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の3に規定する雇用調整助成金及び職発0310第2号に基づく緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）の支給決定を受けた者に対し、市が行う中小企業等雇用調整補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業に適用される助成率で助成金の支給決定を受けた事業主のうち、休業を実施した事業所を市内に有する者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が労働者を休業させた場合の市内事業所における休業期間のうち、令和2年4月1日から令和3年9月30日までにおける休業手当に要する費用とする。

2 市外に所在する事業所と併せて助成金の支給決定を受けた場合は、市内に所在する事業所に要した経費のみを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雇用調整助成金の上乗せに係る補助額及び緊急雇用安定助成金の上乗せに係る補助額を合算した額とする。ただし、それぞれの額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 雇用調整助成金の上乗せにかかる補助額は、雇用調整助成金助成額算定書における基準賃金額から基準賃金額に助成率を乗じた額（1万5千円を超える場合は1万5千円）を減じて得た額（上乗せにより、助成金の助成率が10分の10となった部分に対しては市の補助は行わない。）に、市内事業所における休業延日数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、小規模事業主用様式により国の助成金の支給申請を行った補助事業者の場合、雇用調整助成金の上乗せに係る補助額は、雇用調整助成金支給申請書における休業手当の合計額（市外に所在する事業所に要した経費を除く。以下この項において同じ。）から休業手当の合計額に助成率を乗じた額を減じて得た額（上乗せにより、助成金の助成率が10分の10となった部分に対しては市の補助は行わない。）とする。ただし、雇用調整助成金支給申請書における休業手当の合計額に助成率を乗じた額が、市内事業所における休業延日数に1万5千

円を乗じた額を超える場合は、超えた額を加算する。

- 4 緊急雇用安定助成金の上乗せに係る補助額は、緊急雇用安定助成金助成額算定書における休業手当の合計額から休業手当の合計額に助成率を乗じた額を減じて得た額とする（上乗せにより、助成金の助成率が10分の10となった部分に対しては市の補助は行わない。）。ただし、緊急雇用安定助成金助成額算定書における休業手当の合計額に助成率を乗じた額が、市内事業所における休業延日数に1万5千円を乗じた額を超える場合は、超えた額を加算する。
- 5 前項の規定にかかわらず、緊急雇用安定助成金支給申請書における休業延日数に市外に所在する事業所に係る日数を含む場合または平均休業手当日額に助成率を乗じた額が1万5千円を超える場合、緊急雇用安定助成金の上乗せに係る補助額は、緊急雇用安定助成金助成額算定書における平均休業手当日額から平均休業手当日額に助成率を乗じた額（1万5千円を超える場合は1万5千円）を減じて得た額に、市内事業所に係る休業延日数を乗じた額とする（上乗せにより、助成金の助成率が10分の10となった部分に対しては市の補助は行わない。）。
- 6 前2項の規定にかかわらず、小規模事業主用様式により国の助成金の支給申請を行った補助事業者の場合、緊急雇用安定助成金の上乗せに係る補助額は、緊急雇用安定助成金支給申請書における休業手当の合計額（市外に所在する事業所に要した経費を除く。以下この項において同じ。）から休業手当の合計額に助成率を乗じた額を減じて得た額（上乗せにより、助成金の助成率が10分の10となった部分に対しては市の補助は行わない。）とする。ただし、緊急雇用安定助成金支給申請書における休業手当の合計額に助成率を乗じた額が、市内事業所における休業延日数に1万5千円を乗じた額を超える場合は、超えた額を加算する。
- 7 前5項の規定にかかわらず、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の再申請を行った場合の補助金の額は、再申請に基づく交付申請により算出される補助額から、元となる申請に基づき既に提出された交付申請に対する交付決定額を差し引いた額とする。ただし、元となる申請に基づく申請書により補助金の交付決定を受けていない場合は、この限りではない。
- 8 前各項の規定にかかわらず、補助金の額は、休業を実施した市内事業所1事業所につき、200万円を上限とする。
- 9 第2項から第6項までの規定にかかわらず、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の休業に係る休業手当に対する補助額の算出にあたっては、1万5千円を、1万3千5百円と読み替えるものとする。ただし業況特例又は地域に係る特例の対象となる場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊田市中心企業雇用調整補助金交付申請書兼実績報告書(請求書)(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し
- (3) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し
(国の助成金の支給申請にあたり提出を要しない場合は、提出不要)
- (4) 第5条第1項第1号から第3号の書類が、国への「再申請」の書類である場合で、既に元となる申請に基づく交付申請により、補助金の交付決定を受けている場合は、元となる申請における「雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給申請書の写し」、「雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し」、及び「雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し(小規模事業主用様式により国の助成金の支給申請を行った場合は、提出不要)」
- (5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 役員名簿(様式第2号)(役員の氏名、役職名、住所及び生年月日が確認できるものであれば、この様式でなくても可)
- (7) 事業所の実在が確認できる書類(休業を実施した市内事業所数が2事業所以上の場合のみ)
- (8) 通帳又はキャッシュカードの写し(口座番号及び口座名義人が確認できるもの)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年2月28日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市中心企業等雇用調整補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第5条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者を

いう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱、補助金の交付の決定をするときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 補助対象者が雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給決定取消通知書を受けたとき。
- (7) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年11月30日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年12月28日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月31日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

豊田市中心企業等雇用調整補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）

年 月 日

豊田市長 様

申請者（事業主）所在地
 名 称
 フリガナ
 代表者名

豊田市中心企業等雇用調整補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

主な対象事業所 ※申請者と同一の場合 場合は省略可。	所在地		
	名称		
休業を実施した 市内事業所数及 びその他の事業 所名称（市内）	事業所数	事業所（主な対象事業所を含む） ※事業所数は労働基準法上の事業所単位で計上。	
	その他の 市内事業所 名称		
小規模事業主用様 式以外の 場 合	雇用調整 助成金 関連	休業を実施した市内事業所に係る休業延日数 【全日休業分】※令和3年4月30日以前分	
		休業を実施した市内事業所に係る休業延日数 【全日休業分】※令和3年5月1日以後分	
		休業を実施した市内事業所に係る休業延日数 【短時間休業分】※令和3年4月30日以前分	
		休業を実施した市内事業所に係る休業延日数 【短時間休業分】※令和3年5月1日以後分	
	緊急雇 用安定 助成金 関連	市内事業所における対象労働者の休業延日数 【全日休業分】※令和3年4月30日以前分	
		市内事業所における対象労働者の休業延日数 【全日休業分】※令和3年5月1日以後分	
		市内事業所における対象労働者の休業延日数 【短時間休業分】※令和3年4月30日以前分	
		市内事業所における対象労働者の休業延日数 【短時間休業分】※令和3年5月1日以後分	

小規模事業主用様式の場合	雇用調整助成金関連	休業手当の合計額のうち市内事業所に要した経費 ※令和3年4月30日以前分		
		市内事業所における休業延日数 ※令和3年4月30日以前分		
		休業手当の合計額のうち市内事業所に要した経費 ※令和3年5月1日以後分		
		市内事業所における休業延日数 ※令和3年5月1日以後分		
	緊急雇用安定助成金関連	休業手当の合計額のうち市内事業所に要した経費 ※令和3年4月30日以前分		
		市内事業所における休業延日数 ※令和3年4月30日以前分		
		休業手当の合計額のうち市内事業所に要した経費 ※令和3年5月1日以後分		
		市内事業所における休業延日数 ※令和3年5月1日以後分		
既に豊田市から支給決定を受けた補助金の額				
宣誓事項 (右欄に○を記入)	本申請書に添付する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に係る書類の写しは、国に提出したものに相違ありません。			
	本申請書に記載した事項は、事実と相違ありません。			
振込先口座	金融機関・支店名	銀行・農協 金庫・組合		本店・支店 支所・出張所
	種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

【備考】

- ・ゆうちょ銀行の口座を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。
- ・この申請書は、市が交付決定した後は、請求書として取り扱います。
- ・この申請書における「令和3年4月30日以前分」「令和3年5月1日以降分」は、いずれも、対象となる休業に関する「雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の判定基礎期間の初日」の日付で区分します。

連絡先 ※この申請に関する問合せに対応できる方	(フリガナ) 担当者氏名	
	部署	
	住所	〒
	電話番号	() -
	F A X 番号	() -
	E-mail	

【添付書類】

- 1 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- 2 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し
- 3 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し
(国の助成金の支給申請にあたり提出を要しない場合は、提出不要)
- 4 上記1から3の書類が、国への「再申請」の書類である場合で、既に元となる申請に基づく交付申請により、補助金の交付決定を受けている場合は、元となる申請における「支給申請書の写し」、「支給決定通知書の写し」及び「助成額算定書の写し（小規模事業主用様式により国の助成金の支給申請を行った場合は、提出不要）」
- 5 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 6 役員名簿（様式第2号）
- 7 休業を実施した市内事業所の実在が確認できる書類（休業を実施した市内事業所数が2事業所以上の場合のみ）
- 8 通帳又はキャッシュカードの写し（口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

様式第2号（第5条関係）

役員名簿

法人名	
-----	--

役職名	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

上記役員は、暴力団員又は暴力団関係者でないことに相違ありません。

注意 役員全員について記載してください。

様式第3号（第6条関係）

豊産労発第 号
令和 年 月 日

豊田市中心企業等雇用調整補助金交付決定通知書兼確定通知書

様

豊田市長



年 月 日付け交付申請書の内容を審査したところ、適当と認め、豊田市中心企業等雇用調整補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

補助金の額	円
補助金の対象となる事業（経費）	市内に所在する事業所の令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間における休業手当に要する費用
交付の条件等	上記以外の事業（経費）に支出してはならない。